

平成二十七年国家公安委員会規則第十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第三項（これらの規定を同法第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項、第八条第九項、第十条、第十三条、第十六条第一項、第十七条第一項、第二項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條並びに第二十八條の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

第一章 公告及び指定（第一条―第十六条）

第二章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

第一節 規制対象財産等に係る行為の制限（第十七条―第二十五条）

第二節 規制対象財産の仮領置（第二十六条―第三十二条）

第三節 資料の提出その他の協力等（第三十三条―第三十五条）

第三章 雑則（第三十六条―第四十条）

附則

第一章 公告及び指定

（名簿記載に係る公告事項）

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 名簿（法第三条第一項に規定する国際テロリスト名簿又は法第三条第二項に規定する大量破壊兵器関連計画等関係者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載された者（以下この条において「名簿記載者」という。）が自然人である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項

二 名簿記載者が法人その他の団体である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項

（公告事項の通知の方法）

第二条 法第三条第三項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

（公告事項の変更に係る通知の方法）

第三条 法第三条第四項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（名簿からの抹消等に係る通知の方法）

第四条 法第三条第五項において準用する同条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書又は別記様式第三号の二の決議失効通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項）

第五条 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人である場合、指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

二 被指定者が法人その他の団体である場合、指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知事項）

第六条 法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 被指定者が自然人である場合、指定をした旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

二 被指定者が法人その他の団体である場合、指定をした旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知の方法）

第七条 法第五条第三項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第四号の指定通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項の変更に関する通知の方法）

第八条 法第五条第四項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第五号の指定公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（指定の有効期間の延長に係る公告事項）

第九条 法第六条第二項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効期間の延長に係る者（以下「被延長指定者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の有効期間の延長に係る通知事項）

第十条 法第六条第二項において準用する法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称、指定番号、指定の有効期間を延長した理由、指定の有効期間を延長した年月日、延長後の指定の有効期間及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の有効期間の延長に係る通知の方法）

第十一条 法第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による通知は、別記様式第六号の指定有効期間延長通知書を送付して行うものとする。

（指定の取消しに係る公告事項）

第十二条 法第七条第二項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、指定を取り消す旨、指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の取消しに係る通知事項）

第十三条 法第七条第二項において準用する法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、指定を取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項、指定を取り消した年月日及びその他参考となるべき事項とする。

(指定の取消しに係る通知の方法)
第十四条 法第七条第二項において準用する法第五条第三項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第七号の指定取消通知書を送付して行うものとする。

(仮指定に係る公告事項及び通知事項等)
第十五条 第五条から第八条まで及び第十二条から前条までの規定は、仮指定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規読み替えらるる字句	読み替える字句
第五条 国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）	国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係る者（以下「被仮指定者」という。）に係る者（以下「被指定者」という。）に係る者（以下「仮指定に係る番号（以下「仮指定番号」という。））」という。）
第五条第一号 指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）	仮指定に係る番号（以下「仮指定番号」という。）
第六条、第十条及び第十三条 国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係る者（以下「被指定者」という。）に係る者（以下「被指定者」という。）に係る者（以下「仮指定に係る番号（以下「仮指定番号」という。））」という。）	国家公安委員会規則で定める事項
第七条、第八条及び第十四条 の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）	の規定による通知
第七条 別記様式第四号の指定通知書	別記様式第八号の仮指定通知書
第八条 別記様式第五号の指定公告事項変更通知書	別記様式第九号の仮指定公告事項変更通知書
第十二条 指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）	仮指定の取消しに係る者（以下「被仮指定取消者」という。）
第十四条 別記様式第七号の指定取消通知書	別記様式第十号の仮指定取消通知書

(意見の聴取後の仮指定の取消し)

第十六条 国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消すときは、前条において準用する第十二条の規定する事項を官報により公告するものとする。

2 法第八条第七項の規定による仮指定の取消しは、前項の規定による公告によってその効力を生ずる。

3 国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消した場合において、当該仮指定を取り消された者の所在が判明しているときは、その者に対し、前条において準用する第十三条に規定する事項を通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、別記様式第十号の仮指定取消通知書を送付して行うものとする。

第二章 財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置

第一節 規制対象財産に係る行為の制限

(許可申請)

第十七条 法第十条第一項の規定による申請（以下「許可申請」という。）は、別記様式第十一号の許可申請書により行うものとする。

2 前項の許可申請書は、住所等（法第十条第一項に規定する住所等をいう。以下同じ。）を管轄する警察署長（日本国内に住所等がないときは、当該許可申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する警察署長）を経由して提出しなければならない。

(許可申請書の記載事項)
第十八条 法第十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可申請に係る行為をしようとする年月日及び場所

二 許可申請に係る行為の相手方との関係

三 取得財産（法第十条第一項第三号に規定する取得財産をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その取得方法

四 その他参考となるべき事項

(許可申請書の添付書類)

第十九条 法第十条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る許可申請にあっては、取得財産が法第九条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

二 法第九条第五号に掲げる行為に係る許可申請にあっては、当該行為が法第十一条第二項に規定する要件に該当することを証する書類

三 代理人によって申請をする場合にあっては、その権限を証する書類

(許可証の様式)

第二十条 法第十三条第一項の許可証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

(許可証の再交付の申請)

第二十一条 法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可証を交付した都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、別記様式第十三号の許可証再交付申請書を出さなければならない。

2 前項の規定により許可証再交付申請書を出した場合においては、第十七条第二項の規定により経出した警察署長を経由しなければならない。

(許可証の返納)

第二十二条 法第十三条第三項の規定により許可証を返納しようとする者は、別記様式第十四号の許可証返納理由書に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可証返納理由書を出した場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(債務履行禁止命令の方法)

第二十三条 法第十六条第一項の規定による命令（以下「債務履行禁止命令」という。）は、別記様式第十五号の債務履行禁止命令書を交付して行うものとする。

(債務履行禁止命令に係る通知事項)

第二十四条 法第十六条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、債務履行禁止命令をした旨、債務履行禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名、債務履行禁止命令の内容及び有効期間並びに債務履行禁止命令をした理由とする。

(債務履行禁止命令に係る通知の方法)

第二十五条 法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の債務履行禁止命令通知書を送付して行うものとする。

(規制対象財産の仮領置)

第二十六条 法第十七条第一項の規定による命令は、別記様式第十七号の規制対象財産提出命令書を交付して行うものとする。

(規制対象財産の仮領置)

第二十七条 法第十七条第一項の規定により仮領置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産（同項に規定する規制対象財産をいう。第三十七条第四号及び第三十八条の表第四号を除き、以下同じ。）を提出した者に対し、別記様式第十八号の仮領置書を交付するものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が財産凍結等対象者（法第九条に規定する財産凍結等対象者をいう。以下同じ。）に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該財産凍結等対象者の所在が判明しているときは、当該財産凍結等対象者に対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

（仮領置した規制対象財産の引継ぎ）
第二十八條 法第十七条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による引継ぎは、別記様式第十九号の仮領置財産引継書によって行うものとする。

（仮領置した規制対象財産の引継ぎに係る通知の方法）
第二十九條 法第十七条第二項の規定による通知は、別記様式第二十号の仮領置財産引継通知書を交付して行うものとする。

（仮領置に係る規制対象財産の返還申請）
第三十條 法第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申請をしようとする者は、別記様式第二十一号の仮領置財産返還申請書を提出しなければならない。

2 前項の仮領置財産返還申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法第十七条第三項の規定に係る規制対象財産が法第十一条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

二 代理人によって申請をする場合にあつては、その権限を証する書類

3 第一項の仮領置財産返還申請書は、住所地等（日本国内に住所地等がないときは、申請に係る規制対象財産の所在地）を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

（仮領置した規制対象財産の返還方法）
第三十一條 法第十七条第四項、第五項又は第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による返還は、別記様式第二十二号の仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとする。この場合において、当該返還をした公安委員会は、当該返還を受けた者から請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

（継続仮領置書）
第三十二條 法第十七条第七項の規定による通知は、別記様式第二十三号の継続仮領置書を交付して行うものとする。

第三節 資料の提出その他の協力等
（資料提出等要請書）
第三十三條 法第十九条の規定による資料の提出その他必要な協力の求めを書面により行うときは、別記様式第二十四号の資料提出等要請書を用いるものとする。

（提出資料の取扱手続）
第三十四條 公安委員会は、法第二十条第一項の規定による資料の提出を受けたときは、別記様式第二十五号の提出資料目録を作成しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、その写しを提出者に交付しなければならない。

2 公安委員会は、必要がなくなつたときは、提出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなければならない。

3 前項の規定による返還は、別記様式第二十六号の資料受領書と引換えに行わなければならない。

（証明書の様式）
第三十五條 法第二十条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号のとおりとする。

第三章 雑則
第三十六條 法第二十一条の規定による命令は、別記様式第二十八号の行為制限命令書を交付して行うものとする。

（国家公安委員会への報告事項等）
第三十七條 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更があつたと認められたこと。
二 財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更があつたと認められたこと。
三 財産凍結等対象者の居所地が判明したこと。
四 財産凍結等対象者が規制対象財産（法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。）を取得した（法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。）と認められたこと。
五 特定債権（法第九条第五号に規定する特定債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。）が発生したと認められたこと。

六 法第九条の規定に違反する行為があつたと認められたこと。

七 法第九条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたと認められたこと。

八 許可申請を受けたこと。

九 法第十二条第一項の規定により付された条件に違反する行為があつたと認められたこと。

十 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたこと。

十一 法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見し、又は回復したと認められたこと。

十二 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたこと。

十三 法第十三条第三項の規定に違反する行為があつたと認められたこと。

十四 法第十五条の規定に違反する行為があつたと認められたこと。

十五 特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認められたこと。

十六 特定債権に対する差押えが法第九条（同条第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第二十号において同じ。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたことと認められたこと。

十七 債務履行禁止命令に違反する行為があつたと認められたこと。

十八 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認められたこと。

十九 法第十七条第一項の規定により命令をしたこと。

二十 法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があつたと認められたこと。

二十一 法第十七条第三項の規定による申請を受けたこと。

二十二 法第十七条第四項の規定により返還を受けた者が偽りその他不正の手段により返還を受けたと認められたこと。

二十三 法第十九条の規定により資料の提出その他必要な協力を求めたこと。

二十四 法第二十条第一項の規定により財産凍結等対象者に対し報告又は資料の提出を求めたこと。

二十五 法第二十条第一項の規定により警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。

二十六 法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定に違反して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があつたと認められたこと。

二十七 法第二十二條第一項に規定する場合に該当すると認められたこと。

二十八 法第二十二條第二項に規定する場合に該当すると認められたこと。

二十九 法第二十二條の規定による命令に違反する行為があつたと認められたこと。

第三十八條 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
--------	----

<p>一 財産凍結等対象者の氏名又は名称に變更記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号（以下この表において「指定番号等」という。）</p> <p>二 變更があった時期</p> <p>三 變更があった理由</p>	<p>一 当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 變更があった時期</p> <p>三 變更があった理由</p>	<p>一 財産凍結等対象者の住所又は所在地に變更があったとき</p> <p>二 變更があった時期</p> <p>三 變更があった理由</p>	<p>一 財産凍結等対象者の居所地が判明したとき</p> <p>二 判明した居所地</p> <p>三 判明した経緯</p>	<p>一 財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したとき</p> <p>二 当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得した年月日</p> <p>三 当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したと認められた理由</p>	<p>一 特定債権が発生したとき</p> <p>二 特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>三 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 特定債権の内容</p> <p>五 特定債権が発生した年月日</p> <p>六 特定債権が発生したと認められた理由</p>	<p>一 法第九条の規定により許可をしたとき</p> <p>二 許可をした年月日</p> <p>三 許可に係る番号（以下この表において「許可番号」という。）</p> <p>四 許可に係る行為の内容</p> <p>五 許可をした理由</p>	<p>一 法第九条の規定に違反する行為があつたとき</p> <p>二 違反行為をした者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役員員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>三 違反行為の概要</p>	<p>一 法第九条の許可を受けた者が偽りその他の不正の手段により許可を受けた者の氏名及び指定番号等</p> <p>二 不正の手段により当該構成員として当該許可を受けた者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>三 許可番号</p> <p>四 許可に係る行為の内容</p> <p>五 偽りその他の不正の手段の内容</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>	<p>一 法第十二条第一項の規定により条件を付定番号等</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 許可の条件（これを變更した場合に於ては、變更前及び變更後の当該条件）</p>
<p>一 法第十二条第一項の規定により付された条件に違反する行為があつたと認められたとき</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 許可に係る行為の内容</p> <p>四 違反行為の概要</p>	<p>一 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき</p> <p>二 許可証の再交付の申請を受けた年月日</p> <p>三 許可証の再交付を受けた理由</p> <p>四 許可証の再交付を受けたと認められた理由</p>	<p>一 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき</p> <p>二 許可証の再交付の申請を受けた年月日</p> <p>三 許可証の再交付を受けた理由</p> <p>四 許可証の再交付を受けたと認められた理由</p>	<p>一 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき</p> <p>二 許可証の再交付の申請を受けた年月日</p> <p>三 許可証の再交付を受けた理由</p> <p>四 許可証の再交付を受けたと認められた理由</p>	<p>一 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき</p> <p>二 許可証の再交付の申請を受けた年月日</p> <p>三 許可証の再交付を受けた理由</p> <p>四 許可証の再交付を受けたと認められた理由</p>	<p>一 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき</p> <p>二 許可証の再交付の申請を受けた年月日</p> <p>三 許可証の再交付を受けた理由</p> <p>四 許可証の再交付を受けたと認められた理由</p>	<p>一 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき</p> <p>二 許可証の返納を受けた年月日</p> <p>三 許可証の返納を受けた理由</p> <p>四 許可証が返納された理由</p>	<p>一 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき</p> <p>二 許可証の返納を受けた年月日</p> <p>三 許可証の返納を受けた理由</p> <p>四 許可証が返納された理由</p>	<p>一 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき</p> <p>二 許可証の返納を受けた年月日</p> <p>三 許可証の返納を受けた理由</p> <p>四 許可証が返納された理由</p>	<p>一 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき</p> <p>二 許可証の返納を受けた年月日</p> <p>三 許可証の返納を受けた理由</p> <p>四 許可証が返納された理由</p>	<p>一 法第十四条の規定により許可を取り消したとき</p> <p>二 許可を取り消した年月日</p> <p>三 許可を取り消した理由</p> <p>四 許可を取り消した理由</p>	<p>一 法第十四条の規定により許可を取り消したとき</p> <p>二 許可を取り消した年月日</p> <p>三 許可を取り消した理由</p> <p>四 許可を取り消した理由</p>	<p>一 法第十五条の規定に違反する行為があつたと認められたとき</p> <p>二 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>三 違反行為の概要</p>	<p>一 法第十五条の規定に違反する行為があつたと認められたとき</p> <p>二 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>三 違反行為の概要</p>	<p>一 法第十五条の規定に違反する行為があつたと認められたとき</p> <p>二 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>三 違反行為の概要</p>

<p>十九 特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が發せられたと認められたとき。</p>	<p>二 違反行為の相手方の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>三 違反行為の概要</p> <p>一 特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 差押債権者（法第十六条第一項に規定する差押債権者をいう。以下この表において同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 特定債権の内容</p> <p>五 差押命令又は差押処分が發せられた年月日</p> <p>六 差押命令を發した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在地</p> <p>七 差押命令又は差押処分が發せられた理由</p>
<p>二十 特定債権に対する差押えが法第九条の規定による財産凍結等の名称、代表者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を免れさせられたとき。</p>	<p>一 特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 特定債権の内容</p> <p>五 差押えがされた年月日</p> <p>六 差押命令を發した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在地</p> <p>七 差押えが法第九条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認められた理由</p>
<p>二十一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。</p>	<p>一 命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>四 命令に係る特定債権の内容</p> <p>五 命令をした年月日</p> <p>六 命令の有効期間</p> <p>七 命令をした理由</p>
<p>二十二 債務履行禁止命令に違反する行為があつたと認められたとき。</p>	<p>一 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>四 命令に係る特定債権の内容</p> <p>五 命令をした年月日</p> <p>六 命令の有効期間</p> <p>七 違反行為の概要</p>
<p>二十三 法第十六条第一項の規定により命令を取り消したとき。</p>	<p>一 命令を取り消された者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>
<p>二十四 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認められたとき。</p>	<p>一 命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあつては、直前に財産凍結等対象者であつたときの指定番号等）</p> <p>三 命令に係る特定債権の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令の有効期間</p> <p>六 命令を取り消した年月日</p> <p>七 命令を取り消した理由</p> <p>八 命令を取り消した理由</p>
<p>二十五 法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。</p>	<p>一 命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が財産凍結等対象者に代わつて規制対象財産を管理する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））</p> <p>二 命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 命令をした理由</p>
<p>二十六 法第十七条第一項の規定により仮領置したとき。</p>	<p>一 仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 仮領置に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び仮領置前の所在地</p> <p>三 仮領置をした年月日</p> <p>四 仮領置をした理由</p>
<p>二十七 法第十七条第一項の規定による命令並びに役員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p>	<p>一 違反行為をした者が財産凍結等対象者である場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等）</p> <p>二 違反行為をした者が財産凍結等対象者として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>三 命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 違反行為の概要</p>
<p>二十八 法第十七条第二項後段の規定により仮領置したとき。</p>	<p>一 仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 仮領置に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p> <p>三 仮領置をした年月日</p> <p>四 引継ぎをした公安委員会の名称</p>

<p>二十九 法第十七条第一 三項の規定による申請 を受けたとき。</p> <p>三十 法第十七条第四 項の規定により返還を したとき。</p>	<p>五 仮領置をした理由</p> <p>一 申請を受けた年月日</p> <p>二 申請に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p> <p>三 返還を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>四 返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p> <p>五 返還をした年月日</p> <p>六 返還をした理由</p>	<p>三十一 法第十七条第一 四項の規定により返還 を受けた者が偽りその 構成員として当該返還 を受けた者の氏名、住所 及び生年月日</p> <p>三十二 法第十七条第一 五項の規定により返還 を受けたとき。</p>	<p>三十三 法第十七条第一 七項の規定により仮領 置をしたとき。</p>	<p>三十四 法第十七条第一 七項の規定により返還 をしたとき。</p>	<p>三十五 法第十九条の一 の規定により資料の提出 その他必要な協力を求 めたとき。</p> <p>三十六 法第二十条第一 一項の規定により財産 凍結等対象者に対し報 告又は資料の提出を求 めたとき。</p>	<p>三十七 法第二十条第一 一項の規定により警察 職員に財産凍結等対象 者が所有し、若しくは 占有する不動産に立ち 入らせ、帳簿書類その 他必要な物件を検査 させ、又は関係者に質 問させたとき。</p> <p>三十八 法第二十条第一 一項の規定に違反して 名及び指定番号等（法 人その他の団体にあつて は、その名称、指定番 号等）を提出せず、若 しくは並びに役員又は 構成員として当該違反 行為をした者の氏名、 住所及び生年月日） 資料を提出せず、若し 年月日）は資料の提出 については、その氏名 及び住所（法人その他 の団体にあつては、そ の名称、代表者虚偽の 報告をし、若しくは主 たる事務所所在地並び に役員又は構成員とし て当該違反行為をした 者の氏名、住所及び生 年月日）又は同項の規 定に三 違反行為の概 要 よる立入検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、 若しくは同項の規定に よる質問に対して陳述 をせず、若しくは虚偽 の陳述をする行為があ つたと認められたとき。</p> <p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>
<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>	<p>三十九 法第二十一条 の規定により情報の提 供又は指導若しくは助 言をしたとき。</p> <p>四十 法第二十二條第一 項に規定する場合に 該当すると認められた とき。</p> <p>四十一 法第二十二條 第二項に規定する場合 に該当すると認められ たとき。</p>

四十二 法第二十二條一 命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その規定により命令をし名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 二 命令の根拠となる条項
 三 命令をした年月日
 四 命令をした理由

四十三 法第二十二條一 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その規定による命令に違ひの名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員と反する行為があつたとして当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）
 二 違反行為に係る条項
 三 命令をした年月日
 四 違反行為の概要

（損失補償の申請）

第三十九條 法第二十四條の規定により損失の補償を受けようとする者は、別記様式第二十九號の損失補償申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

（民間事業者等への情報の提供等）

第四十條 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為並びに北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等（国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七號等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六號）第八條第一號に規定する北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等をいう。）及びイランによる核兵器等の開発等（同條第二號に規定するイランによる核兵器等の開発等をいう。）の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もつて法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

附則

この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三號）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センター等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に

関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六條の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七號等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七號等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三號）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年五月二六日国家公安委員会規則第一〇號）

（施行期日）

第一条 この規則は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七號等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

第 号

公 告 事 項 通 知 書

年 月 日

殿

国家公安委員会 印

下記の者が名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第3項の規定により、下記のとおり通知する。

記

氏名又は名称	
別 名	
旧 名 称	
称 号	
役 職	
生 年 月 日	

(裏)

出 生 地	
国 籍	
旅 券 番 号	
住所又は所在地	
名簿に記載された年月日	年 月 日
名簿に記載された旨を公告した年月日	年 月 日
名簿記載者公告番号	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 名簿に記載された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 名簿に記載された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 既に名簿に記載されていた国際テロリスト又は大量破壊兵器開発計画等関係者が、第千二百六十七号等決議又は第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた場合には、「名簿に記載された年月日」欄には第千二百六十七号等決議又は第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた年月日を、「名簿に記載された旨を公告した年月日」欄には第千二百六十七号等決議又は第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされた旨を公告した年月日を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第3条関係)

第 号	
公告事項変更通知書	
年 月 日	
殿	
国家公安委員会 印	
<p>公告事項通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号	
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日
変更の内容	変 更 前
	変 更 後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号 (第4条関係)

第 号	
名簿抹消通知書	
年 月 日	
殿	
国家公安委員会 印	
<p>公告事項通知書(年 月 日第 号)に係る者が名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第5項において準用する同条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号	
名簿から抹消された年月日	年 月 日
名簿から抹消された旨を公告した年月日	年 月 日

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号の2(第4条関係)

第 号	
決議失効通知書	
年 月 日	
殿	
国家公安委員会 印	
<p>公告事項通知書(年 月 日第 号)に係る者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める国際連合安全保障理事会決議がその効力を失ったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第5項において準用する同法第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
名簿記載者公告番号	
効力を失った決議	
決議が効力を失った年月日	年 月 日
決議が効力を失った旨を公告した年月日	年 月 日

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号(第7条関係)

(表)	
第 号	
指 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
国家公安委員会 印	
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第4条第1項の規定により、下記の者を指定したので、同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
別 名	
旧 名 称	
称 号	
役 職	
生 年 月 日	

(裏)

出生地	
国籍	
旅券番号	
住所又は所在地	
指定番号	
指定をした理由	
指定をした年月日	年 月 日
指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号 (第8条関係)

別記様式第5号 (第8条関係)

第 号	
指定公告事項変更通知書	
年 月 日	
殿	
国家公安委員会 印	
<p>指定通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
指定番号	
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日
変更の内容	変 更 前
	変 更 後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号(第11条関係)

第 号 指定有効期間延長通知書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
指定通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第6条第1項の規定により、指定の有効期間を延長したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指 定 番 号	
指定の有効期間を延長した理由	
指定の有効期間を延長した年月日	年 月 日
延長後の指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号(第14条関係)

第 号 指定取消通知書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
指定通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、指定を取り消したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
指 定 番 号	
指定の取消しの根拠となる条項	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項第 号
指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号(第15条関係)

(表)

第 号
仮 指 定 通 知 書
年 月 日
殿
国家公安委員会 印
<p>国際連合安全保障理事会決議第二千六百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下記の者を仮指定したので、仮指定に係る同法第6条第3項の規定により、下記のとおり通知する。</p>
記
氏名又は名称
別 名
旧 名 称
称 号
役 職
生 年 月 日

(裏)

出 生 地	
国 籍	
旅 券 番 号	
住所又は所在地	
仮 指 定 番 号	
仮指定をした理由	
仮指定をした年月日	年 月 日
仮指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 仮指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
 3 仮指定された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号 (第15条関係)

第 号 仮指定公告事項変更通知書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
仮指定通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、公告された事項に変更があったので、仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
仮指定番号	
変更があった旨を公告した年月日	年 月 日
変更の内容	変 更 前
	変 更 後

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号 (第15条、第16条関係)

第 号 仮指定取消通知書 年 月 日 殿 国家公安委員会 印	
仮指定通知書(年 月 日第 号)に係る者に関し、(仮指定に係る)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(第7条第1項、第8条第7項)の規定により、仮指定を取り消したので、(仮指定に係る同条第2項において準用する同法第5条第3項、同法施行規則第18条第3項)の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
氏名又は名称	
仮指定番号	
仮指定の取消しの根拠となる条項	(仮指定に係る)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(第7条第1項第 号、第8条第7項)
仮指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要な文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号(第17条関係)

(表)

許 可 申 請 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
申請者の氏名又は名称及び住所	
<p>国際連合安全保障理事会決議第二千六百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。</p>	
氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年 月 日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の 氏名又は名称	

(裏)

申請に係る行為の相手方の 住所	
申請に係る行為の相手方と の関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 3 取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
- 4 特定債権を譲渡しない場合には、「特定債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第12号 (第20条関係)

許 可 証		第 号 年 月 日
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第9条の規定により、次のとおり許可する。</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 図</p>		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
許可に係る行為の内容		
許 可 番 号		
許可に係る行為の相手方の氏名又は名称		
許可に係る行為の相手方の住所		
許 可 の 条 件		

備考 1 許可に係る行為の相手が法人その他の団体である場合には、「許可に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13号 (第21条関係)

許 可 証 再 交 付 申 請 書		年 月 日
公安委員会 殿		
申請者の氏名又は名称及び住所		
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。</p>		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許可を受けた行為の内容		
許 可 番 号		
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した時期		
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した場所		
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した経緯		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第14号(第22条関係)

許 可 証 返 納 理 由 書

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第3項の規定により、次のとおり許可証を返納します。

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許 可 番 号	
返納理由発生年月日	年 月 日
返 納 理 由	1 許可が取り消された。 2 許可を受けた行為をしなくなった。 3 亡失した許可証を発見し、又は回復した。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号(第23条関係)

債 務 履 行 禁 止 命 令 書

第 号

年 月 日

殿

公安委員会 図

命 令 を 受 け る 者	氏名又は名称	
	住 所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	
命令をする理由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号(第25条関係)

債務履行禁止命令通知書		第 号
		年 月 日
取		公安委員会 図
命令を受けた者	氏名又は名称	
	住所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第18条第1項の規定により、下記のとおり命令したので、同項の規定により通知する。

命令の内容	
命令の有効期間	
命令をした理由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受けた者が法人その他の団体である場合には、「命令を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号(第26条関係)

規制対象財産提出命令書		第 号
		年 月 日
取		公安委員会 図
命令を受ける者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは戻指定番号	
	住所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記のとおり規制対象財産の提出を命ずる。

規制対象財産の所	氏名又は名称	
持者	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは戻指定番号	
規制対象財産の種類、価額及び特徴		
命令をする理由		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 命令を受ける者が財産凍結等対象者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「住所」欄の記載は要しない。
 3 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは戻指定番号」欄の記載は要しない。
 4 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号(第27条関係)

仮 領 置 書 第 号 年 月 日 廠 公安委員会 印	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記の規制対象財産を仮領置した。	
記	
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号
規制対象 財産の提 出者	氏名又は名称 住 所
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴	
その他参 考となる べき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 規制対象財産の提出者が規制対象財産の所持者と同一である場合には、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその旨を記載し、「住所」欄の記載は要しない。
 3 規制対象財産の提出者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、法人その他の団体であるときは、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号(第28条関係)

仮 領 置 財 産 引 継 書 第 号 年 月 日 公安委員会 廠 公安委員会 印	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。	
記	
規制対象 財産の所 持者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴	
仮領置 年月日	年 月 日
引継理由	
その他参 考となる べき事項	
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日 公安委員会 印	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第20号（第28条関係）

仮 領 置 財 産 引 継 通 知 書		第 号
		年 月 日
殿		公安委員会 印
<p>下記の仮領置に係る規制対象財産の引継ぎを受け、これを引き継ぎ仮領置したので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知する。</p>		
記		
規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の種類、価額 及び特徴		
引継ぎをした都道府県公安 委員会の名称		
引継ぎをした都道府県公安 委員会が仮領置した年月日	年 月 日	
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第21号（第30条関係）

仮 領 置 財 産 返 還 申 請 書		年 月 日
公安委員会 殿		
申請者の氏名又は名称及び住所		
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を申請します。</p>		
氏 名 又 は 名 称		
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号		
申請に係る規制対象財産の 種類、価額及び特徴		
返 還 を 申 請 す る 理 由		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号(第31条関係)

仮 領 置 財 産 返 還 受 領 書 年 月 日 公安委員会 殿 受領者の氏名又は名称及び住所	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第4項第5項第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を受けました。	
返還を受けた者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号 住 所
返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 返還を受けた者が財産凍結等対象者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は要しない。
 4 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は要しない。
 5 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「返還を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号(第32条関係)

第 号 続 仮 領 置 書 年 月 日 殿 公安委員会 団	
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、下記の規制対象財産を引き続き仮領置するので、同条第7項の規定により通知する。	
規制対象財産の返還を受ける権利を有する者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号
規制対象財産を所持していた者	氏名又は名称 最近の名称簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号
引き続き仮領置する規制対象財産の種類、価額及び特徴	
引き続き仮領置する理由	
その他参考となるべき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24号(第33条関係)

資料提出等要請書		年 月 日
殿		公安委員会 印
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第19条に基づき、下記の事項について協力を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
【取扱所属の所在地】〒		
【担当者氏名】 (電話)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号(第34条関係)

提出資料目録		年 月 日
		公安委員会 印
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
提出者	氏名又は名称	
	名簿記載者公告番号又は 指定期番号若しくは附置番号	
提出を受けた年月日		年 月 日
目 録		
番号	標 目	数量 所有者の氏名及び住所 備考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第26号(第34条関係)

資料受領書				
年 月 日				
公安委員会 殿				
受領者の氏名又は名称及び住所				
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり提出した資料の返還を受けました。</p>				
返還を 受けた者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは回収決定番号			
目 録				
番号	標 目	数 量	所有者の氏名及び住所	備 考

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第27号(第35条関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職	
	氏 名	
<p>上記の者は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p>		

54.0

85.8

(裏)

<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(抜粋)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定による立入検査又は質問をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第28号(第36条関係)

行為制限命令書		第 号
		年 月 日
殿		公安委員会 印
命令を受ける者	氏名又は名称	
	住所	
<p>上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第22条(第1項)(第2項)の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
記		
命令の内容		
命令をする理由		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第29号(第39条関係) (令元公安様3・一部改正)

<p>損失補償申請書</p> <p>請求額： _____ 円</p> <p>内訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。</p> <p>上記請求額を、下記の原因により申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>請求理由</p> <p>1 損失の発生した日時又は期間</p> <p>2 損失の内容</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称</p>

備考 1 請求者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。